

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める書面)

2023年12月27日

豊田通商株式会社

2023年12月27日

吸収分割に係る事前開示事項

名古屋市中村区名駅四丁目9番8号
豊田通商株式会社
代表取締役 貸谷 伊知郎

豊田通商株式会社（以下「豊田通商」といいます。）と豊田スチールセンター株式会社（以下「豊田スチールセンター」といいます。）とは、豊田通商を吸収分割会社とし、豊田スチールセンターを吸収分割承継会社として、豊田通商の自動車向け鋼板の国内販売事業に関して有する権利義務の一部を、2024年4月1日を効力発生日として、豊田スチールセンターに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を、2023年12月13日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際して、豊田通商が会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に基づき、事前に開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割の当事会社

(1) 吸収分割会社

商号 豊田通商株式会社
住所 名古屋市中村区名駅四丁目9番8号

(2) 吸収分割承継会社

商号 豊田スチールセンター株式会社
住所 愛知県東海市新宝町33番の4

2. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

3. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項

豊田通商は、本吸収分割に際して、豊田スチールセンターに対して一切の対価を交付いたしません。豊田通商は豊田スチールセンターの発行済株式の全てを保有しているため、かかる取扱いは相当であるものと判断しております。

4. 吸収分割承継会社に関する事項

- ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 のとおりです。
- ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- ③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産
の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 吸収分割会社に関する事項

- ① 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産
の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

(1) 豊田通商

豊田通商の最終事業年度の末日（2023年3月31日）現在の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ 2,899,877 百万円および 1,978,866 百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。本吸収分割により、効力発生日において豊田通商が豊田スチールセンターへ承継させる予定の資産および負債はありませんので、本吸収分割の効力発生日後における豊田通商の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが予想されます。

また、本吸収分割の効力発生日以後における豊田通商の債務の履行に支障をきたすような事象の発生およびその可能性は、現在までのところ認識されておりません。

以上により、本吸収分割の効力発生日以後においても、豊田通商の債務の履行の見込みがあるものと考えます。

(2) 豊田スチールセンター

豊田スチールセンターの最終事業年度の末日（2023年3月31日）現在の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ 28,198 百万円および 18,681 百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。本吸収分割により、効力発生日において豊田スチールセンターが豊田通商から継承する予定の資産および負債はありませんので、本吸収分割の効力発生日以後における豊田スチールセンターの資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが予想されます。

また、本吸収分割の効力発生日以後における豊田スチールセンターの債務の履行に支障をきたすような事象の発生およびその可能性は、現在までのところ認識されておりません。

以上により、本吸収分割の効力発生日以後においても、豊田スチールセンターの債務の履行の見込みがあるものと考えます。

以上

別紙 1 吸収分割契約

別紙 2 最終事業年度に係る計算書類等の内容